書類番号	1

令和4年6月9日

各自治会・町内会長　様

南　防　犯　協　会

刑法犯認知件数（5月末　暫定値）269件（昨年同期比－54件）

1　主な犯罪

○空き巣　5件（－4件）
○自転車盗　54件（-1件）
○車上ねらい　5件（－19件）
○部品ねらい　18件（ 0件）
○オートバイ盗　11件（－1件）

特殊詐欺　19件（5月末　暫定値）　被害総額　25,524,000円

（内訳）

オレオレ詐欺	**13件**	**被害金額**	**19,800,000円**
預貯金詐欺	**1件**	**被害金額**	**1,000,000円**
融資保証詐欺	**0件**	**被害金額**	**0円**
架空料金請求詐欺	**0件**	**被害金額**	**0円**
還付金詐欺	**0件**	**被害金額**	**0円**
キャッシュカード詐欺盗	**5件**	**被害金額**	**4,724,000円**
その他の手口	**0件**	**被害総額**	**0円**

（令和4年4月末　現在）

※町名別特殊詐欺発生状況

町名	件数	町名	件数
井土ケ谷上町		真金町	
井土ケ谷中町	2	清水ケ丘	2
井土ケ谷下町	1	西中町	
浦舟町		前里町	
永楽町		大岡	1
永田みなみ台	3	大橋町	1
永田山王台		中村町	
永田台		中島町	
永田東		中里	
永田南	1	通町	1
永田北	2	唐沢	
榎町	1	東蒔田町	
花之木町		南吉田町	
吉野町		南太田	
宮元町		伏見町	
共進町		二葉町	
庚台		日枝町	
弘明寺		白金町	
高根町		白妙町	
高砂町		八幡町	
三春台		平楽	
山王町		別所	
山谷		別所中里台	
蒔田町	1	睦町	1
若宮町		堀ノ内町	
宿町		万世町	
新川町		六ツ川	2
その他		合計	19

～神奈川県迷惑行為防止条例の改正に関する意見募集について～

神奈川県では、県民や県内に滞在している人々が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正することを検討しています。

つきましては、条例の改正案の概要に関しまして、県民の皆様からの意見を募集しています。

詳しくは、神奈川県警察のホームページをご覧ください。

【募集期間：令和4年7月1日から同月31日までの間】

担当：南防犯協会事務局
（南警察署内：生活安全課）
電話045－742－0110

南区交通事故統計《６月》

令和４年５月末現在

事故多発

発生件数

	令和4年	令和3年	増減数
神奈川県内	8334	8769	−435
横浜市内	2994	3165	−171
南区内	142	153	−11

死者数

	令和4年	令和3年	増減数
神奈川県内	45	45	0
横浜市内	12	10	2
南区内	1	0	1

負傷者数

	令和4年	令和3年	増減数
神奈川県内	9609	10105	−496
横浜市内	3356	3604	−248
南区内	155	180	−25

関係事故

	令和4年	構成率	増減数
高齢者	56	39.4%	3
子供	8	5.6%	−4
二輪車	46	32.4%	−11
自転車	43	30.3%	−4

時間帯別発生状況

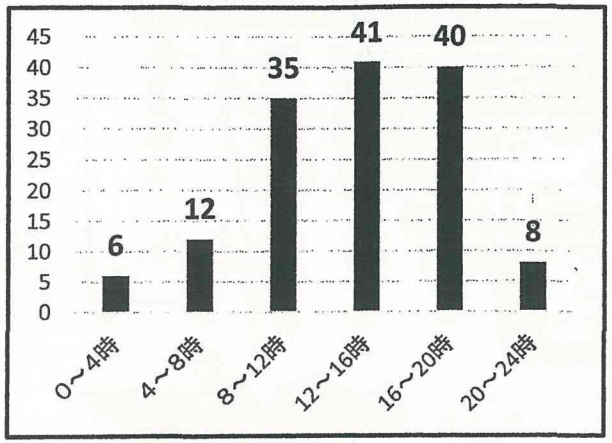

事故類型別発生状況

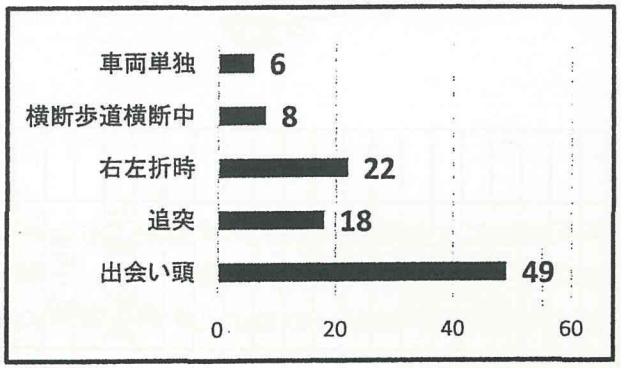

町名別発生状況

町名	令和4年	令和3年	増減数	町名	令和4年	令和3年	増減数
万世町	0	4	−4	平楽	1	1	0
三春台	0	2	−2	庚台	0	0	0
中島町	3	1	+2	弘明寺	0	0	0
中村町	2	7	−5	弘明寺町	1	1	0
中里	6	10	−4	新川町	2	1	+1
中里町	0	0	0	日枝町	0	2	−2
二葉町	0	1	−1	東蒔田町	1	1	0
井土ケ谷上町	4	4	0	榎町	1	1	0
井土ケ谷下町	3	7	−4	永楽町	2	3	−1
井土ケ谷中町	3	4	−1	永田みなみ台	0	0	0
伏見町	0	0	0	永田北	8	2	+6
八幡町	1	1	0	永田南	1	4	−3
六ツ川	25	11	+14	永田台	0	0	0
共進町	1	4	−3	永田山王台	0	0	0
別所	11	6	+5	永田東	3	6	−3
別所中里台	1	0	+1	浦舟町	3	3	0
前里町	5	5	0	清水ケ丘	3	1	+2
南吉田町	0	1	−1	白妙町	1	1	0
南太田	5	7	−2	白金町	6	0	+6
吉野町	3	6	−3	真金町	2	6	−4
唐沢	0	1	−1	睦町	4	9	−5
堀ノ内町	2	3	−1	花之木町	1	1	0
大岡	7	4	+3	若宮町	0	1	−1
大橋町	1	2	−1	蒔田町	0	1	−1
宮元町	6	7	−1	西中町	0	1	−1
宿町	2	0	+2	通町	6	2	+4
山王町	0	0	0	高根町	4	3	+1
山谷	0	0	0	高砂町	1	4	−3

南警察署からのお知らせ

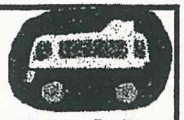

6月1日（水）～30日（木）までの1か月間は、二輪車交通事故防止強化月間となります。神奈川県では二輪車事故が全国平均の約2倍!!!二輪車事故の特徴である交差点での右左折時、単独転倒に十分気を付け、安全運転をお願いします。

～ 安全は 心と時間の ゆとりから ～

神奈川県南警察署　交通課　０４５－７４２－０１１０

令和４年　火災・救急概況

南消防署
1月1日 ～　5月31日

1　南区火災・救急状況

区分 ＼ 年別		令和4年	令和3年	増△減
火災件数		13	20	△ 7
火災種別	建物	10	14	△ 4
	林野	0	0	0
	車両	0	1	△ 1
	船舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	3	5	△ 2
焼損床面積（㎡）		36	78	△ 42
死者（人）		0	1	△ 1
負傷者（人）		2	2	0
主な火災原因	放火（疑い含む）	4	6	△ 2
	たばこ	2	4	△ 2
	こんろ	2	6	△ 4
	配線器具	1	0	1
	電気機器	1	1	0
救急出場件数		6,011	4,985	1,026
救急種別	急病	4,283	3,525	758
	一般負傷	1,103	903	200
	交通事故	198	184	14
	その他	427	373	54

2　横浜市火災・救急状況

区分 ＼ 年別		令和4年	令和3年	増△減
火災件数（件）		297	341	△ 44
焼損床面積（㎡）		2,561	6,191	△ 3,630
死者数（人）		8　(1)	11　(0)	△ 3
負傷者数（人）		57	58	△ 1
救急出場件数（件）		94,236	78,298	15,938
救急種別	急病	66,001	53,455	12,546
	一般負傷	17,389	14,331	3,058
	交通事故	3,475	3,480	△ 5
	その他	7,371	7,032	339

＊　死者数欄（）内の数値は、放火自殺者の内数

3　行政区別火災・救急状況

区分 ＼ 年別		火災			救急		
		令和4年	令和3年	増△減	令和4年	令和3年	増△減
行政区別件数	鶴見	22	20	2	6,970	5,719	1,251
	神奈川	24	18	6	5,756	4,990	766
	西	18	17	1	3,809	2,915	894
	中	25	36	△ 11	6,698	5,928	770
	南	13	20	△ 7	6,011	4,985	1,026
	港南	20	29	△ 9	5,626	4,524	1,102
	保土ケ谷	15	17	△ 2	5,274	4,466	808
	旭	22	21	1	6,286	5,348	938
	磯子	9	13	△ 4	4,293	3,564	729
	金沢	13	22	△ 9	5,050	4,405	645
	港北	25	27	△ 2	7,349	6,215	1,134
	緑	12	12	0	4,228	3,504	724
	青葉	15	19	△ 4	5,794	4,717	1,077
	都筑	8	14	△ 6	4,037	3,109	928
	戸塚	30	19	11	6,784	5,755	1,029
	栄	12	7	5	3,020	2,457	563
	泉	10	17	△ 7	3,976	3,056	920
	瀬谷	4	13	△ 9	3,255	2,617	638

4　連合町内会・受持消防団別火災件数

連合町内会名	火災件数	受持消防団
太田東部連合町内会	0	1分団
太田地区町内連合会	3	
寿東部連合町内会	1	2分団
中村地区連合町内会	1	
蒔田連合町内会	3	3分団
お三の宮地区連合町内会	0	
堀ノ内睦町連合町内会	1	
井土ケ谷地区連合町内会	0	4分団
北永田地区連合町内会	0	
永田みなみ台連合自治会	0	
本大岡地区町内会連合会	0	5分団
大岡地区連合町内会	0	
	0	6分団
別所地区連合町内会	1	
南永田・山王台連合町内会	1	
六ツ川地区連合自治会	1	
六ツ川大池地区連合自治会	0	
連合未加入自治会、その他	1	1～6分団
合計	13	

5　南消防団受持地域別火災件数

分団名	発生件数（件）
第１分団	3
第２分団	2
第３分団	5
第４分団	0
第５分団	0
第６分団	3
合計	13

※本年数値は速報のため，変更することがあります。また、表は前年同時期との比較です。

南消防かわら版（6 月号）

発行者：南消防署

「防災てらこや」第1弾!!

南消防署の見学会を開催！

日 時：令和４年５月29日(日) 10:00～12:00
場 所：南消防署（南区浦舟2丁目33番）
内 容：　小学生を対象とした南消防署見学会を横浜橋通商店街主催の「防災てらこや」と連携して開催しました。

今回は、南消防団の外国人防災指導チームにご協力いただき、募集から実施まで中国語のサポートを行い、多くの方に楽しんでいただくことができました。

南消防署は、今後も商店街と連携し、定期的に「防災てらこや」を開催することで、子どもへの防災教育を積極的に推進していきます！

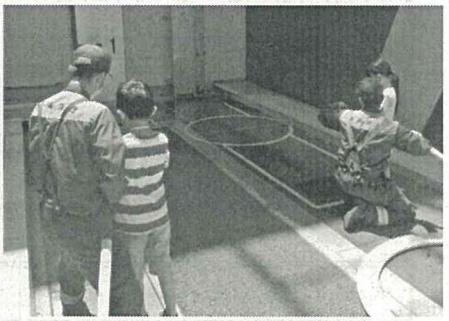

消防団訓練指導者育成研修を実施しました!!

日 時 ：令和４年5月22日(日)
場 所 ：阪東橋訓練場
内 容 ：　南消防署では、消防団員が訓練や研修でリーダーシップを発揮し、知識や技術を伝授できる指導者の育成を目的とした研修会を実施しました。

消防用資機材の取り扱い訓練や訓練礼式などを行い、技術の向上に励みました。

今後も引き続き、震災対策訓練や大規模な応用訓練などを実施し、地域防災力の向上に努めていきます！

問い合わせ：南消防署 総務・予防課 予防係 045−253−0119

令和4年度
夏の交通事故防止運動
横浜市実施要綱

目　的

夏のレジャーなどに起因する過労運転や、夏特有の解放感による無謀運転などにより交通事故が多発することが懸念されることから、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

実施期間

令和4年7月11日（月）～7月20日（水）の10日間

スローガン

交通ルールを守って　夏を楽しく安全に

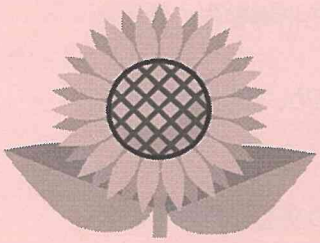

運動の重点

1 過労運転・無謀運転の防止
2 高齢者と子どもの交通事故防止
3 自転車の交通事故防止
4 二輪車の交通事故防止

◇◇◇令和３年中市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

■人身交通事故全数

	件数			死者数			負傷者数		
		前年比	増減率		前年比	増減率		前年比	増減率
横浜市	7,883件	+485	+6.6%	36人	-12	-25.0%	8,997人	+529	+6.2%
神奈川県	21,660件	+1,030	+5.0%	142人	+2	+1.4%	25,062人	+1,158	+4.8%

■高齢者の人身交通事故

	件数			死者数			負傷者数		
		前年比	増減率		前年比	増減率		前年比	増減率
横浜市	2,621件	+203	+8.4%	18人	-1	-5.3%	1,405人	+134	+10.5%

■酒気帯び運転中の人身交通事故

	件数			死者数			負傷者数		
		前年比	増減率		前年比	増減率		前年比	増減率
横浜市	33件	+7	+26.9%	0人	0	0.0%	40人	+6	+17.6%

■二輪車乗車中の人身交通事故

	件数			死者数			負傷者数		
		前年比	増減率		前年比	増減率		前年比	増減率
横浜市	2,538件	+179	+7.6%	11人	-7	-38.9%	2,273人	+149	+7.0%

■自転車乗車中の人身交通事故

	件数			死者数			負傷者数		
		前年比	増減率		前年比	増減率		前年比	増減率
横浜市	1,741件	+148	+9.3%	4人	+2	+100.0%	1,639人	+114	+7.5%

横浜市交通安全対策協議会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 「運動の重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、市民の命を守ることを第一に、地域等の実態に即した各種交通安全活動や子どもを交通事故から守る活動を積極的に推進します。
- 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。

横浜市・区

- 区ごとに、地域の交通事故実態に即した交通安全運動の実施について計画し、関係機関・団体と連携した運動を推進します。
- 各種メディアを活用して、運動の周知と交通安全のための広報啓発を推進します。
- 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- 自転車損害賠償責任保険等の加入周知・啓発を推進します。

警察

- 交通事故に直結する自転車利用者のルール・マナー違反に対して、街頭活動における指導警告の強化と、悪質性・危険性の高い交通違反に対し、取締りを強化します。
- 自転車交通安全講習「チリリン・スクール」を実施し、自転車運転者の交通安全意識を高め、また、自転車点検整備を推奨してTSマークの普及に努めます。
- 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
- 夏休みを控えた子どもに対する交通安全教室や高齢運転者に対する運転講習会などの交通安全教育を推進します。
- 反射材の視認効果や、有効な使用方法の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に即応した事故防止活動を推進します。
- 交通情報板などを活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- キャンペーンなどの開催を通じて、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。また、自転車損害賠償責任保険等の加入を推進します。

教育関係

- 夏休みを迎えるにあたり、夏特有の解放感が交通事故につながらないよう、具体的な交通事故事例の紹介などによる交通安全教育を推進します。
- 自転車・二輪車の安全利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- レジャーや帰省など遠距離ドライブをするときは、過労運転にならないよう無理のない計画を立てましょう。
- 自動車運転中に子どもや高齢の歩行者・自転車利用者を見かけたら、減速・徐行・一時停止するなど、「思いやりのある」運転を実践しましょう。
- 関係機関・団体と連携を密にして、地域ぐるみで自転車・二輪車のマナーアップと交通ルールの遵守気運を高めましょう。
- シートベルトとチャイルドシートの必要性と効果について正しく理解し、全ての座席で正しい着用の実践とその習慣づけを図りましょう。
- 家族・周囲に運転に不安を感じている方がいる場合は、運転適性相談や運転免許自主返納について話し合いましょう。
- 警報機が鳴ったら、絶対に踏切に入らないようにしましょう。

横浜市交通安全対策協議会
（事務局）横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話045（671）2323

あなたのまちの 民生委員・児童委員

小さな気づき　寄り添う心　頼れる地域の「つなぎ役」

初めまして！
よこはまミンジーです。

＊ご連絡先＊

区役所「民生委員・児童委員」
担当係までお問合せください。

横浜市版 民生委員・児童委員キャラクター
よこはまミンジー

横浜市内に約 4,500 名が身近な相談相手・見守り役として活動しています。

赤ちゃんから高齢者まで お困りごとのご相談を
適切な機関・団体におつなぎします。
ご自身のことやご近所で心配な方のことでも
構いません。

私たちには、守秘義務があります。
安心して、ご相談ください。

横浜市民生委員児童委員協議会

南区介護予防健診（六ツ川地域ケアプラザ）

無料

お元気で21健診

日常生活に関する問診と３つの体力測定を行います！

年に1回は受診！　フレイル対策に取り組みましょう！

開眼片足立ち

握力

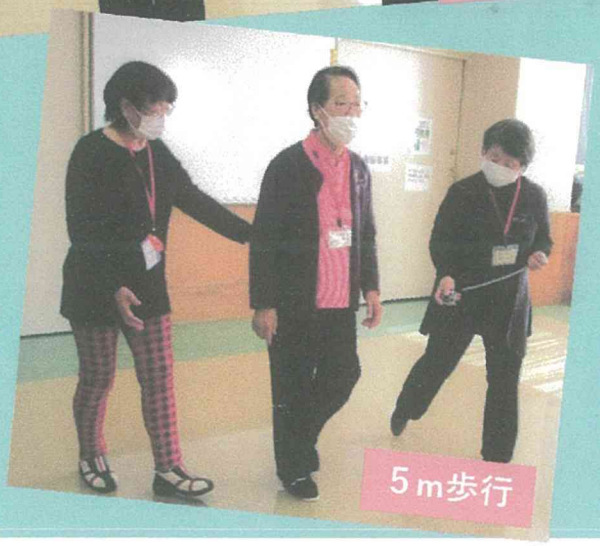

5ｍ歩行

★南区役所・地域包括支援センター・かいご予防サポーターが実施しています♪

★フレイルとは：加齢により筋力や心身の活力が低下し、健康と要介護の中間にあたる状態のこと

日程・場所　7月27日（水）14時～15時　六ツ川地域ケアプラザ（六ツ川2-3-211）
（①14時～②14:20～③14:40～　分散して実施）

申込　7月11日（月）9時から　事前申し込み制

対象　おおむね65歳以上の方　先着20人

受診者全員にボールペンプレゼント

内容　問診・体力測定（握力・開眼片足立ち・５ｍ歩行）・結果説明

持ち物　上履き

主催・問合せ　南区役所　高齢・障害支援課
電話 341-1140　FAX 341-1144

南区区連会承認第４号　　掲示期間：令和４年７月27日まで

南区介護予防健診（南区役所）

無料

お元気で21健診

日常生活に関する問診と３つの体力測定を行います！

年に1回は受診！　フレイル対策に取り組みましょう！

開眼片足立ち

握力

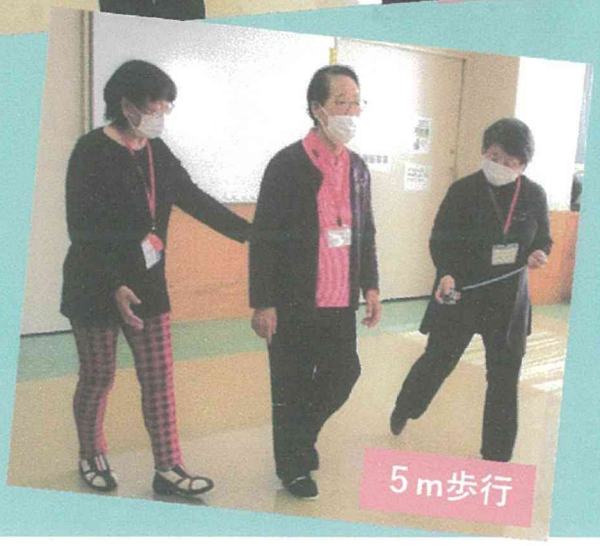

5ｍ歩行

★南区役所・地域包括支援センター・かいご予防サポーターが実施しています♪

★フレイルとは：加齢により筋力や心身の活力が低下し、健康と要介護の中間にあたる状態のこと

日程・場所　８月４日（木）14時～15時　南区役所　多目的ホール（浦舟町2-33）
（①14時～②14:20～③14:40～　分散して実施）

申込　7月11日（月）9時から　事前申し込み制

受診者全員にボールペンプレゼント

対象　おおむね65歳以上の方　先着30人

内容　問診・体力測定（握力・開眼片足立ち・５ｍ歩行）・結果説明

主催・問合せ　南区役所　高齢・障害支援課　電話 341-1140　FAX 341-1144

南区区連会承認第４号　　掲示期間：令和４年８月４日まで

区連会６月定例会資料
令和４年６月２０日
総務課／福祉保健課／高齢・障害支援課

令和４年度　災害時要援護者支援の取組について

災害時要援護者支援に関し、今後の取組を、次のとおりお知らせします。

１　災害時要援護者名簿及び地図のお渡し時期等について

（１）お渡し時期について

名簿のお渡しにつきましては、新たに名簿に登載される方に自治会・町内会への個人情報提供の確認をさせていただくため、令和５年１月頃に予定しております。

昨年同様、協定締結済の自治会町内会長宛て郵送（一般書留）予定です。

（２）地図及び支援物品の受領等に関する意向確認について

要支援者の居所を記載した「**地図及び支援物品**」については、名簿お渡し後にご希望の自治会・町内会に配付いたします。

ご意向について、８月末までに返信用封筒にてご報告をお願いします。

２　全体説明会について

災害時要援護者支援事業の取組概要についての全体説明会を以下のとおり開催します。

【開催日時】

第１回　：　令和４年８月２日（火）　　14時～15時30分
（場所：大岡地区センター大会議室）

第２回　：　令和４年８月５日（金）　　18時00分～19時30分
（場所：南区役所１階多目的ホール※WEB参加可）

【参加方法】

７月29日（金）までに、FAX（241-1151）か、お電話（341-1225）または、eメール（mn-3pj@city.yokohama.jp ）でお申込み下さい。

なお、８月５日（第２回）につきましては、WEB（ZOOM）でもご参加いただけます。

※詳細につきましては、別添のチラシをご覧ください。

３　名簿の提供を行っていない自治会町内会へのご案内について

名簿の受領についてご検討いただくため、事業の概要、名簿の受領方法、名簿を活用した取組事例等に関する資料をお送りします。

区連会6月定例会資料
令和４年６月20日
総務課／福祉保健課
／高齢・障害支援課

自治会町内会ご担当者様向け
災害時要援護者支援に関する説明会

災害に備え、日頃からの地域の関係づくりが大きな防災力となり、いざという時の助け合いにつながります。
すでに協定締結し、名簿を受領している自治会町内会の皆様や、これから名簿を受領しようと思っている自治会町内会の皆様のほか新しく会長になられた方も ぜひご参加ください。

【開催日時】

第１回：令和4年8月2日（火） 14時～15時30分
（場所：大岡地区センター大会議室）

第2回：令和4年8月5日（金） 18時00分～19時30分
（場所：南区役所1階多目的ホール※WEB参加可）

※説明会は両日とも同じ内容です。どちらかにご出席ください。
8月5日（第2回）につきましては、WEB（ZOOM）でもご参加いただけます。

【内 容】

・事業概要説明
・災害時要援護者名簿について（受領方法・活用方法、個人情報の取扱い）
・自治会町内会事例発表 ・・・他

【参加方法】

7月29日（金）までに、FAX（裏面）か、お電話（341-1225）または、eメール（mn-3pj@city.yokohama.jp ）でお申込み下さい。

～お電話・eメールでお申し込みの際は、下記の項目をお知らせください。～
①自治会町内会名 ②参加希望日 ③参加人数 ④代表者のお名前・ご役職
⑤代表者のご連絡先⑥参加方法（会場出席・Web参加※8/5のみ）

【お願い】
会場出席の場合、当日はお越しになる前に体調確認を行い、発熱(37.5℃以上)風邪症状（咳、のどの痛み等）がある場合は参加をお控えください。また、マスクの着用、来場前後での手洗い等、感染予防対策にご協力ください。
なお、新型コロナウイルス感染症対策に伴なう関係機関からの要請等があった場合、会場開催を中止することがあります。

総務課防災担当 TEL 341-1225
FAX 241-1151

・南区役所のご案内

（住所：南区浦舟町2-33　電話（代表）：341-1212）

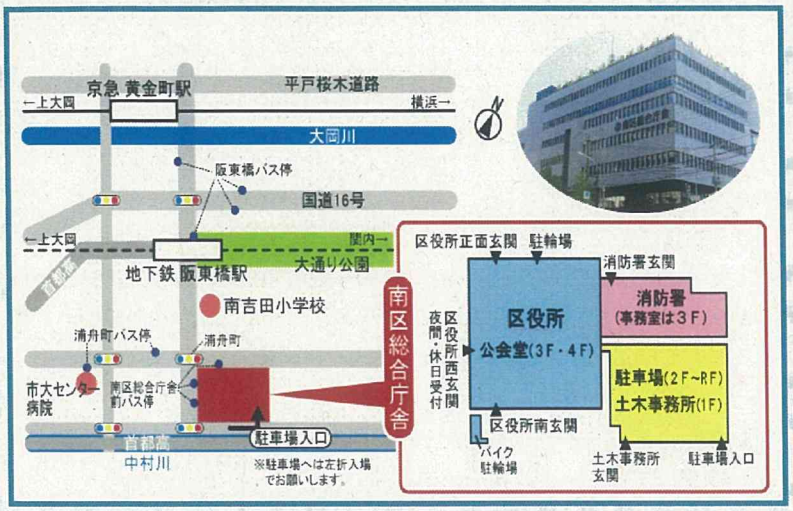

最寄駅	○市営地下鉄「阪東橋」駅（出口1B） 徒歩約8分 ○京浜急行「黄金町」駅　徒歩約14分
最寄 バス停	○「南区総合庁舎前」徒歩すぐ 市営：199系統、神奈中：戸45系統、 相鉄：旭4系統 市営：158系統、京急：110系統 （いずれも磯子・滝頭方面行きのみ） ○「浦舟町」徒歩約2分 市営：68・102・158・324（急行横浜駅前行き） 系統、京急：110系統 ○「阪東橋」徒歩約8分 市営：2・32・68・79・102・113系統、 神奈中：戸03・東06・横43・横44・港61・船20系統、 相鉄：旭4系統

・大岡地区センターのご案内

（住所：南区大岡1-14-1　電話（代表）：743-2411）

最寄駅	○弘明寺駅（地下鉄）徒歩3分 ○弘明寺駅（京急）徒歩15分
最寄 バス停	○神奈中バス　60、港61、舟20 系統 『弘明寺』徒歩3分 ○市営バス　2、9系統『弘明寺』徒歩3分

災害時要援護者名簿に関する説明会　参加申込書（FAX）

※切り取らずに、このままご送信下さい。

【参加希望回】　・第1回（8月2日　火）　・第2回（8月5日　金）

（ご希望の回を○で囲んでください）

【自治会町内会名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【参加人数】＿＿＿＿＿＿名

【代表者】　お名前＿＿＿＿＿＿＿＿　ご役職＿＿＿＿　ご連絡先（お電話番号）＿＿＿＿＿＿

【出席方法】　会場出席　/　web参加※8/5のみ　（参加方法を○で囲んでください）

申込先 ⇒ 南区役所総務課防災担当　FAX：241-1151

【参考】

1　災害時要援護者支援とは？

「災害時要援護者」とは、高齢者や障害のある方など、地震などの災害発生時に、自ら安否を伝えたり、安全な場所に避難すること等が困難な方をいいます。

災害時要援護者支援とは、災害発生時に要援護者の安否確認・避難支援等が迅速に行われるよう、地域、行政、関係団体等が連携して、平常時から顔の見える関係づくり、情報共有等の取組を進めていくものです。

2　地域での災害時要援護者支援の取組について

過去の大きな災害では、自力での避難が困難な方（災害時要援護者）の被災が多く見られたことから、要援護者が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが必要と言われています。また、近年では震災だけではなく、風水害への対策の必要性も高まっています。

要援護者の把握

まずは、地域のどこに助けを必要としている方がいるのかを把握しましょう。
取組が困難でも、名簿を用意しておけば、いざという時に役立つ可能性があります。

○要援護者を把握する方法

方法	説明
区の名簿を受領 （情報共有方式）	区が作成している要援護者名簿を、区と協定を締結して受領します。要援護者を把握するための負担が少なくなります。
地域で名簿を作成 （手上げ方式）	地域で自治会名簿等を活用したり、回覧等で要援護者を募って名簿を作成します。

※２つの方法を組み合わせて要援護者の把握を行っている地域もあります。

【区の名簿の特徴】

○個人情報の収集に必要な本人への確認手続を区が行います。
○支援が必要な方の情報を得られます。
○一度協定を締結した後は、毎年区から更新名簿を提供します。
○名簿と併せ、要援護者の居所を記した地図を提供します。

【区の名簿を提供した自治会町内会数】

自治会町内会数	協定締結数（＝名簿提供数）
２０５	１６６

※令和４年５月末時点

災害発生時に備えた取り組みの実施

要援護者の訪問や地域の行事への勧誘など、日ごろからの顔の見える関係づくりを進めるとともに、災害発生時に備えた安否確認や救助・避難方法を検討したり、訓練等を実施します。

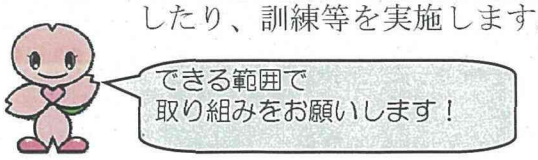

3　区役所の取組

南区では、自治会　町内会へ要援護者名簿を提供する他、様々な取組を実施します。

要援護者支援の取組に関する相談支援

① 説明会の開催

名簿提供の手続き、個人情報の取扱い、名簿を活用して実際に地域で行われている事例等を紹介する、説明会を開催します。（8/2・8/5 開催）
参加方法は別紙をご覧ください。

ご参加をお待ちしています。

② 「ご近助講座」の開催（通年）

職員が地域にお邪魔してご説明・意見交換を行う「ご近助講座」を年間を通じて開催します。
○日程：希望する曜日・時間（土日、夜間もＯＫ！）
○内容：事前ご要望を伺い、希望する内容で実施します。
○申込・問合せ：総務課防災担当（341-1225）

4　取組の全体像

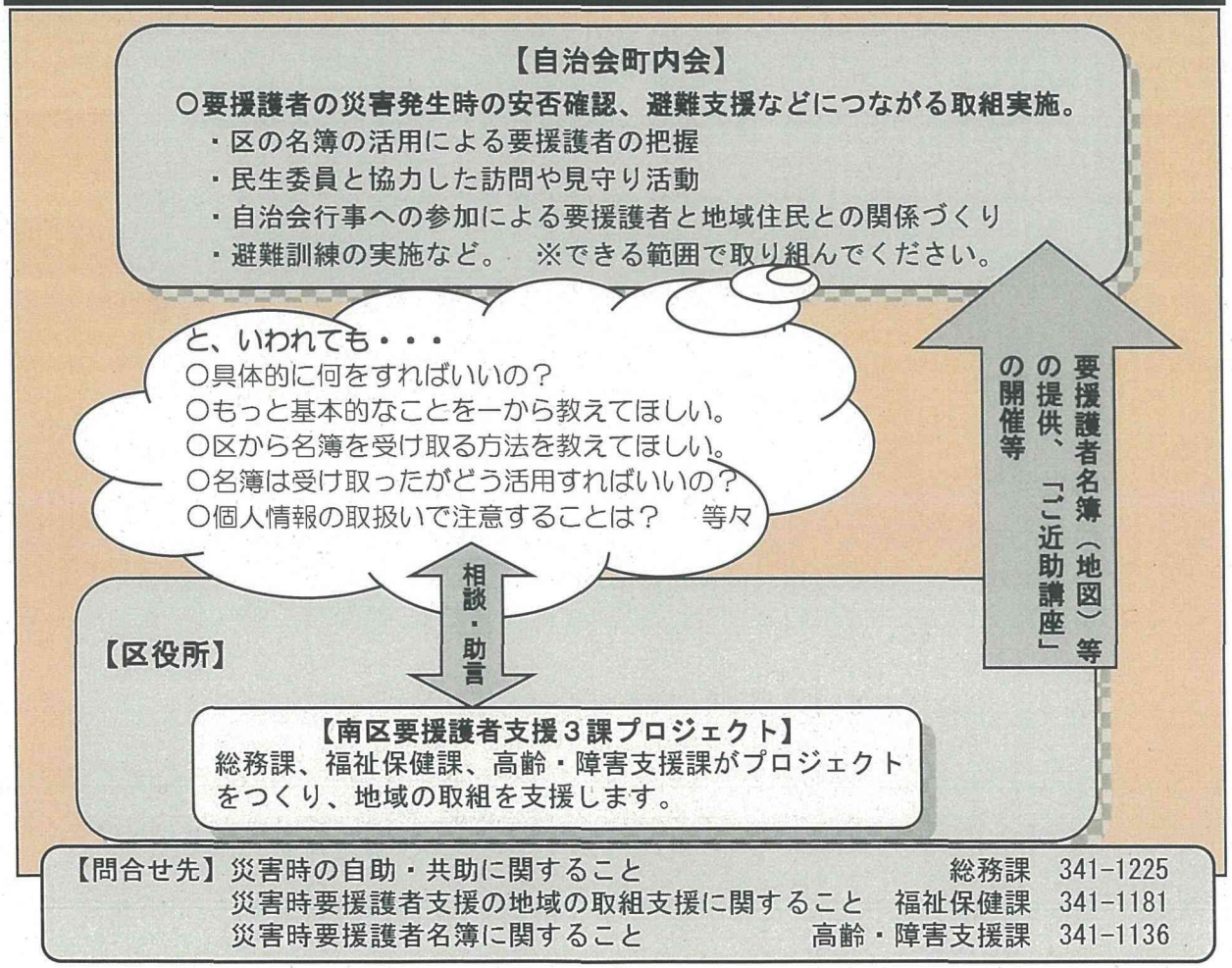

【問合せ先】
災害時の自助・共助に関すること　総務課　341-1225
災害時要援護者支援の地域の取組支援に関すること　福祉保健課　341-1181
災害時要援護者名簿に関すること　高齢・障害支援課　341-1136

令和４年６月 20 日

各自治会町内会長様

南区文化祭実行委員長
大竹　多喜男

第 47 回南区文化祭参加団体募集チラシの掲示について（依頼）

時下　ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃から、南区文化行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、区内で文化活動を行っている文化団体が一堂に集まって発表する「第４７回南区文化祭」開催に向け、参加団体募集をいたします。
つきましては、皆様に参加団体募集についてご周知いただきたく、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、各掲示板へ可能な範囲でチラシの掲示をお願いいたします。

（配布部数）
チラシ　　町内会掲示板数

（問合先）南区文化祭実行委員会事務局
南区地域振興課区民活動推進係
担当　平田・福岡・遠藤
TEL　341-1238　FAX　341-1240

第47回南区文化祭
参加団体募集

参加費
1団体3,000円

第47回南区文化祭実施に向けて、参加団体を募集します！
HP又は区役所で配布している、募集要項を確認の上申込みください。

募集期間：7月1日～8月1日（必着）

（※応募者多数の場合は抽選となる場合があります。）

※新型コロナウイルス感染症拡大状況によって内容が変更になる場合があります。

＊区民創作作品展＊

令和4年11月5日（土）12時～16時（予定）
6日（日）10時～15時（予定）
会場：南区役所多目的ホール他
対象：区内で活動する団体（手工芸・絵画・写真等）

＊区民ステージ＊

令和4年11月5日（土）11時～16時（予定）
会場：みなみん（南公会堂）
対象：区内で活動する団体（ダンス・舞踊・体操等）

＊フラ★フェスタ＊

令和4年11月6日（日）11時半～16時（予定）
会場：みなみん（南公会堂）
対象：区内で活動するフラダンス団体

YOKOHAMA OTOMATSURI 横浜音祭り

みなみん 南公会堂

●申込み・問合せ●

南区地域振興課区民活動推進係
（南区文化祭実行委員会事務局）
〒232-0024 横浜市南区浦舟町2-33
Tel：045（341）1238 Fax：045（341）1240

南区区連会承認第９号（掲示期間：４年８月１日まで）

令和４年６月20日

自治会町内会長　各位

南区青少年指導員協議会
会　長　山　﨑　直　宏

令和４年度（第 42 回）ボイス・オブ・ユース（青少年の主張）
作文募集チラシの掲示板への掲出について（お願い）

時下　ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃から、当協議会の活動に多大なる御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、当協議会では例年、青少年の気持ち・考えを把握・理解し、青少年の健全育成を図ることを目的とした「ボイス・オブ・ユース（青少年の主張）」を実施しております。
今年度も「ボイス・オブ・ユース」開催にあたり、作文を募集いたします。つきましては、より多くの方へご周知いただきたく、募集チラシの掲示板への掲出を可能な限りお願い申し上げます。

（送付書類・部数）
ボイス・オブ・ユース作文募集チラシ（掲示板数分）

連絡先：南区青少年指導員協議会事務局
（南区役所地域振興課）
担　当　平田・岡部
電　話　３４１－１２３８
ＦＡＸ　３４１－１２４０

第42回
「ボイス・オブ・ユース（青少年の主張）」
作文募集！！

～日ごろの思いを作文にして表現してみよう～

□ **テーマ**

① **私の夢**（将来の夢・こんな大人になりたいなど）

② **ルールとマナーについて**

（スマホ・ゲーム・酒・たばこ・薬物など）

③ **自由課題**

□ **対象**

区内在住・在学の小学校3～6年生、中学生、高校生、一般（20才まで）

□ **応募方法**

テーマを1つ選び、専用の原稿用紙両面1枚（区ホームページからA3又はA4で印刷。区役所窓口でも配布）に

・テーマ
・氏名（ふりがな）
・学校名
・学年
・クラス

を記入してください。

なお、小・中・高校生以外の人は住所と連絡先を記入してください。

※応募作文は返却いたしません。

応募作文は、南区役所地域振興課へ郵送または持参してください。

□ **募集期間** **令和4年8月1日（月）～8月29日（月）**

□ **表　彰（予　定）**

入選作文は学校名・個人名を含め作文集に掲載のうえ、関係者や地域の方々に配布されます。また入選者は、みなみん（南公会堂）で行われる「ボイス・オブ・ユース」の席上で発表、表彰を行う予定です。

（応募者全員に記念品を贈呈します。）

□ **問合わせ・提出先**

〒232－0024　南区浦舟町2－33
南区役所地域振興課区民活動推進係内
南区青少年指導員協議会事務局
TEL 341－1238　FAX 341－1240

主催：南区青少年指導員協議会　共催：南区役所

YOKOHAMA YOUTH MENTOR

横浜市青少年指導員　シンボルマーク

南区区連会承認第10号　掲示期間：4年8月29日まで

区連会6月定例会資料
令和４年６月２０日
建築局住宅政策課

横浜市住生活マスタープラン（横浜市住生活基本計画）改定に係るパブリックコメントについて

１　趣旨

本市の住宅部門の基本計画である、横浜市住生活マスタープラン（横浜市住生活基本計画）について、現行計画の策定からおおむね５年を迎え、国の住宅政策の動向、社会・経済情勢の変化等を踏まえ改定するにあたり、このたび改定素案を公表し、パブリックコメントを実施します。

なお、当パブリックコメントについては、７月の広報よこはまに掲載予定です。

２　横浜市住生活マスタープラン（横浜市住生活基本計画）とは

(1) 目的

横浜市住生活マスタープラン（横浜市住生活基本計画）は、今後 10 年間の横浜市の住まいや住環境について目指すべき基本的な方向性を示す計画です。

「地域」「企業」「大学・専門家・ＮＰＯ・中間支援組織」「行政・公的機関」など多様な主体がこの方向性を共有し、横浜らしい豊かな住生活の基盤となる住まいや住環境づくりを連携して進めていくことを目指します。

(2) 計画期間

2022（令和４）年度から 2031（令和 13）年度までの 10 年間とします。

※社会経済情勢の変化に的確に対応するため、おおむね５年を目安に見直しを行います。

３　パブリックコメント実施期間

2022（令和４）年７月１日（金）から８月１日（月）まで

４　御意見の提出方法（詳しくは、添付の概要版を御参照ください）

①電子申請システム（インターネットからの御提出）
②電子メール
③郵送
④FAX

５　改定スケジュール

2022（令和４）年７月１日～8月１日	パブリックコメント
2022（令和４）年秋頃	パブリックコメントの結果公表
2022（令和４）年度中	計画改定

建築局住宅政策課　担当　林、齋藤
電話：671-2922
FAX　：641-2756

横浜市住生活マスタープラン

（横浜市住生活基本計画）

概要版

改定素案パブリックコメント

皆様のご意見をお聞かせください

実施期間　2022（令和4）年7月1日（金）～8月1日（月）

横浜市住生活マスタープラン（横浜市住生活基本計画）とは

横浜市住生活マスタープラン（横浜市住生活基本計画）は、今後10年間の横浜市の住まいや住環境について目指すべき基本的な方向性を示す計画です。

「地域」「企業」「大学・専門家・NPO・中間支援組織」「行政・公的機関」など多様な主体がこの方向性を共有し、横浜らしい豊かな住生活の基盤となる住まいや住環境づくりを連携して進めていくことを目指します。

計画期間　2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間とします。

※社会経済情勢の変化に的確に対応するため、概ね5年を目安に見直しを行います。

ご意見の提出方法　締切8月1日（月）まで

次のいずれかの方法で、ご意見を提出してください。

①電子申請システム【推奨】

右の二次元バーコードから、横浜市のホームページにアクセスしてください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/shiryo/boshu/public.html

②電子メール　kc-jutakuseisaku@city.yokohama.jp

③郵送　本リーフレット附属のはがきを切り取り、お送りください。切手は不要です。

④FAX　045-641-2756（「住宅政策課あて」と明記ください。）

改定素案（冊子）は、以下の場所でご覧いただけます。

○各区役所広報相談係
○市民情報センター（横浜市庁舎3階）
○建築局住宅政策課（横浜市庁舎24階）　等

また、市のホームページからもご覧いただけます。

横浜市住生活マスタープラン　パブリックコメント　検索

【注意事項】

◎電子メール・FAXにてご提出いただく場合も、「氏名」「住所（区名まで）」「年齢」「素案へのご意見」を明記した上でお送りください。

◎いただいたご意見は、横浜市住生活マスタープランの改定の参考にさせていただきます。また、いただいたご意見の概要とそれに対する本市の考え方等については、個人情報を除き、後日ホームページで公表させていただきます。個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

◎ご意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭でのご意見は受け付けません。

◎ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は、「横浜市個人情報保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、ご意見の内容に不明点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

改定スケジュール ※現在の予定（2022（令和4）年5月現在）

2022（令和4）年7月1日	改定素案の公表	2022（令和4）年秋頃	パブリックコメントの結果公表
2022（令和4）年7月1日～8月1日	パブリックコメント	2022（令和4）年度中	計画改定

問合せ先　横浜市建築局住宅政策課
電話　045-671-2922　FAX　045-641-2756　電子メール　kc-jutakuseisaku@city.yokohama.jp
計画の内容や意見募集手続きに関して、ご不明な点等ありましたら上記までお問い合わせください。

住生活を取り巻く現状

人口

◎65歳以上の老年人口率（高齢化率）は2020（令和2）年は24.4%ですが、今後も上昇し続け、2065（令和47）年には35.6%となると推計されています。

◎一方、15歳未満の年少人口率は低下し続け、少子高齢化の状況が今後も継続していくと予測されます。

■年齢3区分別人口の推移及び将来推計

注：年少人口：0～14歳、生産年齢人口：15～64歳、老年人口：65歳以上
資料：「国勢調査」（総務省）、「横浜市将来人口推計」（2015（平成27）年基準時点、横浜市政策局）

住宅ストック

◎住宅総数は約184万戸で、空き家（居住世帯のない住宅）が約19万戸と全体の約1割を占めています。

◎住宅ストックの中では持家戸建てが約3割と最も高く、次いで民営借家共同住宅、持家共同住宅の順となっています。

■所有関係別建て方別戸数及び比率

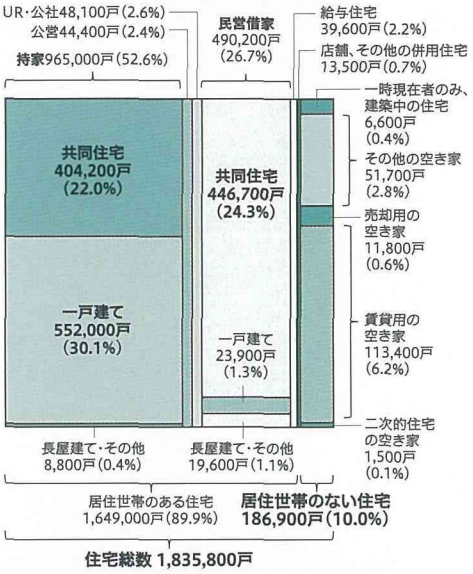

注：合計値には住宅の所有の関係「不詳」が含まれている
資料：「平成30年住宅・土地統計調査」（総務省）

住生活を取り巻く課題

横浜らしい多様な地域特性を生かした住宅地・住環境の形成

◎地域特性や実情、ニーズ等を踏まえ、地域ごとのきめ細かい豊かな住宅地・住環境の形成を図る必要があります。

■住宅政策からみた住宅地の類型

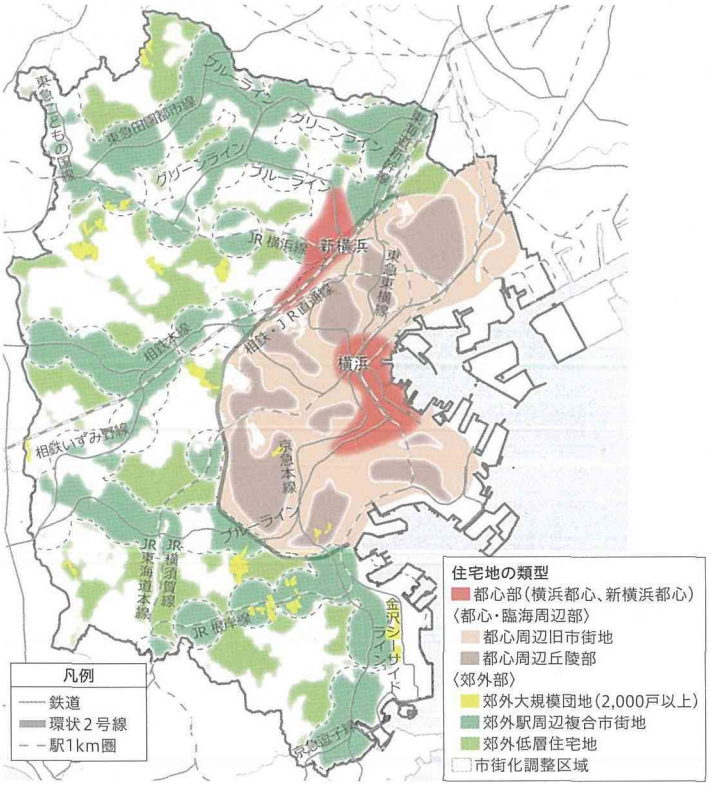

横浜らしい多彩な市民力を生かした住宅地のまちづくり

◎地域ごとの特性を踏まえた豊かな暮らしの実現に向けて、現在まで受け継がれてきた市民力を生かした住宅地のまちづくりが求められています。

■市民が主体的にまちづくりを進めている地域の例

農作業を通じた住民の見守りと交流　六ツ川野外サロン（南区）

親子の居場所や地域の担い手づくり　NPO法人こまちぷらす（戸塚区）

第3章 目標に基づく具体的な施策展開

目標 1 新たなライフスタイルに対応し、多様なまちの魅力を生かした豊かな住宅地の形成

1-1 多世代が住み、働き、楽しみ、交流できる郊外住宅地の形成【重点】

①郊外低層住宅地
②郊外駅周辺複合市街地
③郊外大規模団地

1-2 鉄道沿線地域ごとの特性や市民力を活かした持続可能な郊外住宅地再生の推進

1-3 都心部と都心・臨海周辺部ならではの特性や魅力を生かした生活環境整備

①都心部
②都心周辺旧市街地
③都心周辺丘陵地

◆ これからの郊外部の住宅地像 ◆

目標 2 災害に強く、安全な住まい・住宅地の形成と被災者の住まいの確保

2-1 災害に強い住まい・住宅地の形成【重点】

① 災害に強い住宅・住環境づくりの推進
② 自治会町内会、NPO等の多彩な市民力を生かした自助・共助の推進
③ 大規模団地の再生等に伴うグリーンインフラの活用

2-2 災害発生時における被災者の仮住まいや恒久的な住まいの確保

①応急的・一時的な住まいの確保
②応急住宅・災害公営住宅等の入居者への居住支援

目標 3 多様な世帯が健康で安心して暮らせる住まい・コミュニティの形成

3-1 多様な世帯が健康で安心できる良好な住まいの普及促進

①断熱性能やバリアフリー性能を備えた良質な住宅の普及促進
②ライフステージに応じた住まいの普及促進

3-2 多様な世帯が地域で交流する豊かな住環境・コミュニティの形成【重点】

①地域特性に応じた多様な生活支援施設等の導入や連携体制の構築
②地域ケアプラザ等の支援機関を通じた多様な世帯が支え合う環境づくりの推進

目標 4 住宅・福祉施策が一体となった重層的な住宅セーフティネットの充実

4-1 公民連携による住まいの確保の推進

① 市営住宅の有効活用と適切な維持管理の推進
② 民間賃貸住宅や公的賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅の供給の促進

4-2 入居から退去までの切れ目のない支援の充実【重点】

① 横浜市居住支援協議会を核とした関係団体・機関の連携強化
② 自立支援の一体的な実施の推進

◆ 横浜市居住支援協議会を核とした関係団体・機関の連携強化 ◆

横浜市居住支援協議会を核とした様々な支援団体との連携（相談者の状況に応じた連携体制）により、緊急連絡先の確保などの入居支援と、見守りなどの入居後の生活支援を切れ目なく実施

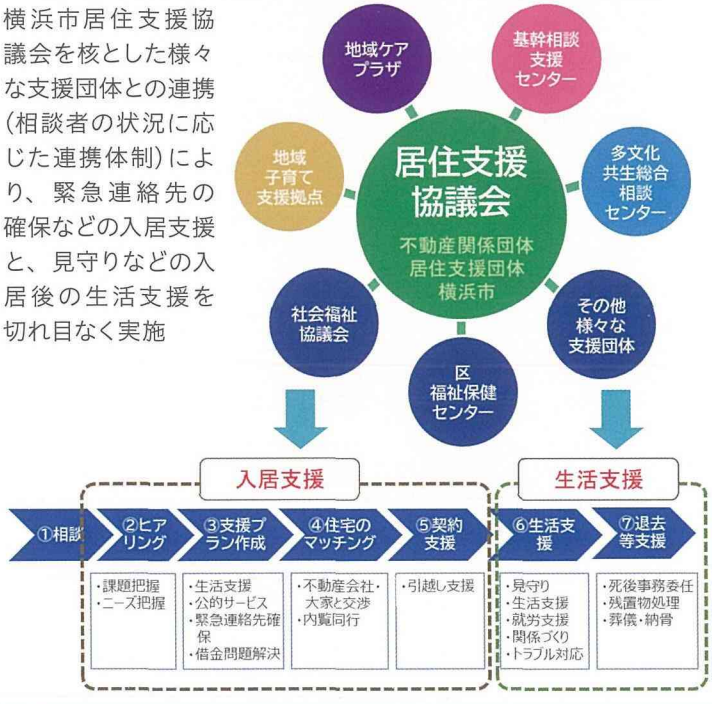

SHOP
BAKERY
CAFE
marché
BAKERY

目標 5　脱炭素社会の実現に向けた良質な住宅ストックの形成

5-1　環境に配慮した住宅の普及促進【重点】
① 住宅の断熱化・省エネ化の促進
② 再生可能エネルギーの導入の促進
③ 多様な主体との連携による総合的な取組の推進

5-2　多世代にわたり良質な住宅が引き継がれる住宅循環システムの構築
① 良質な住宅ストックの形成・維持管理・流通の促進

5-3　木材利用の促進
①住宅の木造化・木質化の促進

◆「省エネ性能のより高い住宅」の普及促進に向けた設計・施工者の登録・公表制度◆

◎「省エネ性能のより高い住宅」に必要な断熱性能や気密性能などについて、座学や実技の技術講習会を開催し、受講した設計・施工者を横浜市が登録する制度の検討を進めます。

◎市民が安心して設計・施工者を選択できるよう、登録した事業者を公表する制度の検討も進めます。

◎本制度により設計・施工者の「つくる」と「説明する」の2つの技術力のさらなる向上を図り、「省エネ性能のより高い住宅」の普及促進につなげます。

◆ 良質な住宅が引き継がれる住宅循環システムのイメージ ◆

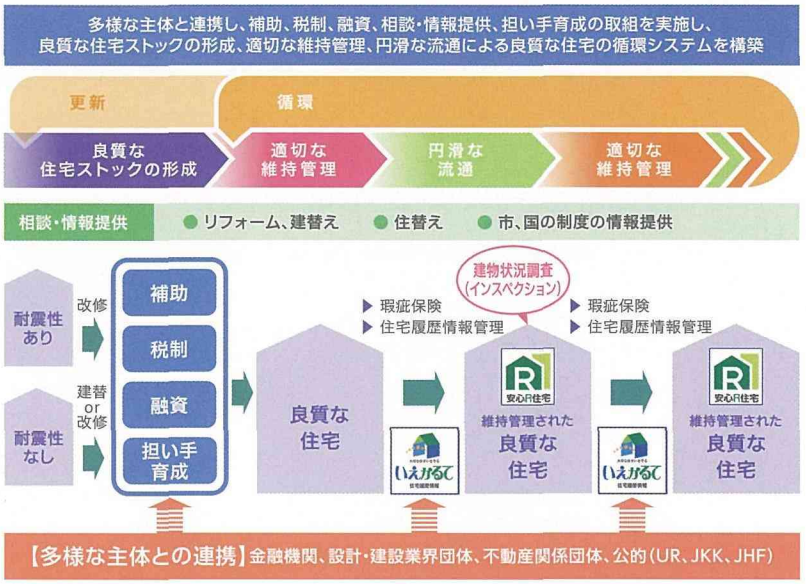

目標 6　マンションの管理適正化・再生円滑化の推進

6-1　マンションの管理不全を防止するための適正な維持管理の促進【重点】
①マンションの管理状況の把握
②管理不全を予防するための
　高経年マンションへの能動的な支援
③管理組合の主体的な維持管理への支援
④普及啓発の推進

6-2　維持管理が困難な老朽化マンションの再生の円滑化
①マンションの状況に応じた再生の促進

目標 7　総合的な空家等対策の推進

7-1　空家化の予防・適切な維持管理の促進【重点】
①所有者等への普及啓発の推進
②市民力を生かした空家化の予防や見守り等への支援

7-2　地域課題の解決につながる空家等の流通活用の促進
①住宅市場での流通促進
②地域活性化に向けた多様な活用の促進
③地域の環境改善等に資する跡地活用の促進

7-3　管理不全空家の自主改善等の促進
①多様な主体との連携による所有者等への指導・支援

素案についてご意見をお聞かせください。

ありがとうございました。

目指すべき将来像

一人ひとりのライフスタイルに応じた豊かな暮らし方を選択できるまち よこはま

～横浜らしい多様な“地域特性”と多彩な“市民力”を生かして～

ページをめくると、市民一人ひとりが望む暮らし方が実現できる、将来像のイメージを描いています。

将来像の実現に向けた3つの視点、7つの目標
目標に基づく各施策に横断・共通する4つの基本姿勢

3つの視点	7つの目標		4つの基本姿勢
社会環境の変化	目標1	新たなライフスタイルに対応し、多様なまちの魅力を生かした豊かな住宅地の形成	①ストックの活用 ②多分野の連携 ③地域経済の活性化 ④DXの推進
	目標2	災害に強く、安全な住まい・住宅地の形成と被災者の住まいの確保	
居住者・コミュニティ	目標3	多様な世帯が健康で安心して暮らせる住まい・コミュニティの形成	
	目標4	住宅・福祉施策が一体となった重層的な住宅セーフティネットの充実	
住宅ストック	目標5	脱炭素社会の実現に向けた良質な住宅ストックの形成	
	目標6	マンションの管理適正化・再生円滑化の推進	
	目標7	総合的な空家等対策の推進	

4つの基本姿勢

①ストックの活用

- 環境負荷の低減、空家対策、セーフティネット住宅の供給促進に加え、良質な住宅や宅地ストックの流通促進、公的住宅の長寿命化改修、マンションの適正な管理推進など、ストック活用を重視する施策の充実に取り組んでいきます。

②多分野の連携

- 住宅、福祉、防災、環境、生物多様性、農、緑、まちづくりなどの多様な分野や主体と連携し、総合的・一体的かつ効果的に施策を展開していきます。

③地域経済の活性化

- 住生活に関わる様々な分野の事業者、大学、NPO、住民団体など、多様な主体と連携し、脱炭素社会の形成や地域の活性化を推進することで、市内経済の活性化や持続可能な発展に寄与していきます。

④DXの推進

- 新しい生活様式や働き方に対応した暮らしやすい住まいや地域づくり、年齢・言語などによるバリアの解消、脱炭素社会の実現などに向けて、高速な通信サービスが利用できる環境の整備や、AI、IoTなどデジタル技術を最大限に活用した取組を進めます。

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局承認 8224

差出有効期限 令和4年 8月31日まで （郵便切手不要）

2 3 1 - 8 7 9 0

0 0 5

〈受取人〉
横浜市中区本町6-50-10
市庁舎24階
横浜市建築局住宅政策課
横浜市住生活マスタープラン担当 行

（切り取り線）

回答されるあなたご自身のことについて、ご記入ください。

- 氏名
- 住所（区名まで） 区
- 年齢
  - ① 10歳未満 ② 10歳代 ③ 20歳代
  - ④ 30歳代 ⑤ 40歳代 ⑥ 50歳代
  - ⑦ 60歳代 ⑧ 70歳代 ⑨ 80歳代以上

多様な主体による連携

目指すべき将来像である「一人ひとりのライフスタイルに応じた豊かな暮らし方を選択できるまち よこはま」の実現に向けて、「地域」、「企業」、「大学・専門家・NPO・中間支援組織」、「行政・公的機関」などの多様な主体が連携を図りながら、それぞれが施策の担い手として主体的な役割を果たし、施策を推進します。

◆ 計画の推進に向けた連携体制イメージ ◆

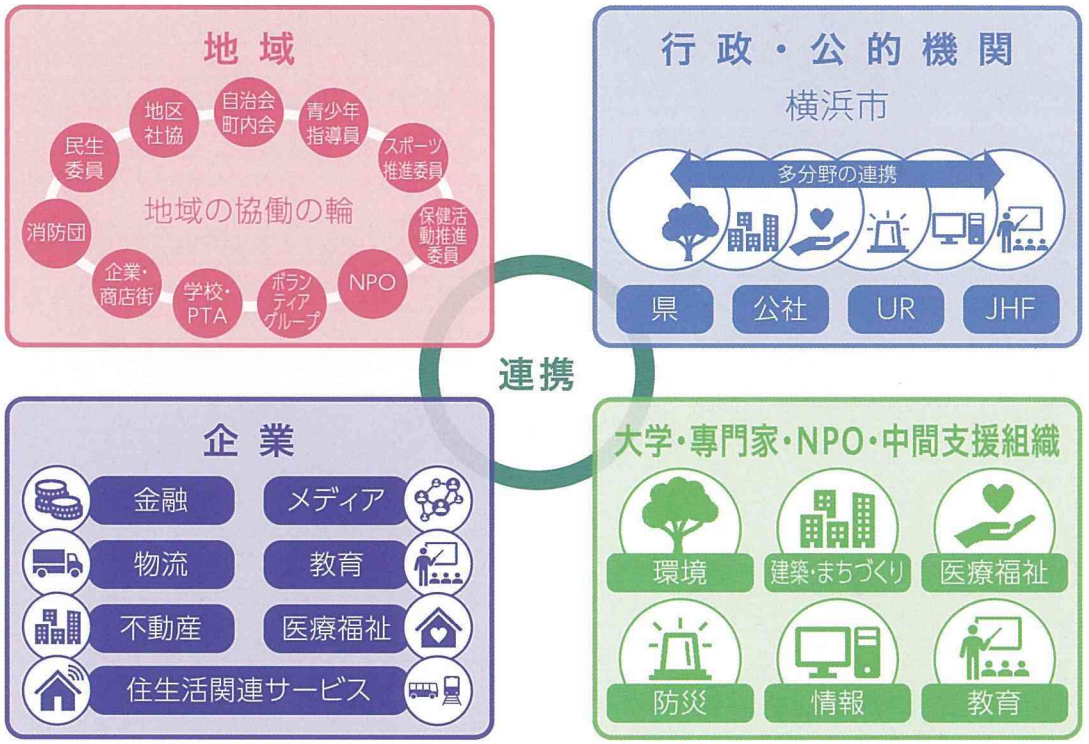

column 省エネ性能のより高い住宅

◎ WHO*（世界保健機関）では2018（平成30）年に発行した、「住まいと健康に関するガイドライン」により、寒さによる健康影響から居住者を守るための冬季室温として「18℃以上」を強く勧告しています。

＊：国際連合の専門機関の一つであり、人間の健康を基本的人権の一つと捉え、その達成を目的として設立された機関。

◎ 一方、国では「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「住宅性能表示制度」を見直し、断熱等性能等級についてZEH水準の「等級5」を創設しました。さらに、2022（令和4）年には一戸建ての住宅について「等級6」、「等級7」を創設しました。

◎ この「等級6・7」の断熱性能を持つ「省エネ性能のより高い住宅」はWHOが強く勧告する「18℃以上」により近づけることができる住宅となります。

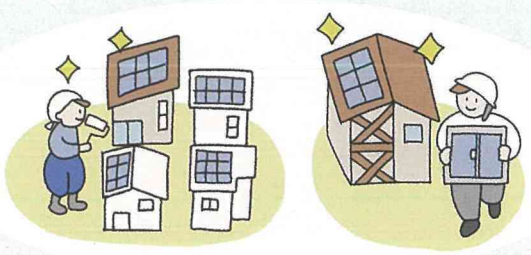

断熱等級	戸建住宅の窓仕様の例	冬季室温
等級7	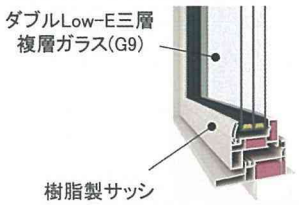	15℃
等級6		13℃
等級5	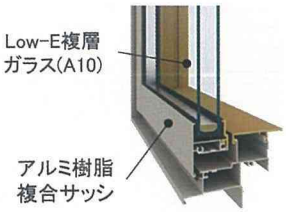	10℃

資料：2021（令和3）年11月24日社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会建築物エネルギー消費性能基準等小委員会参考資料

自治会町内会長　各位

財政局財政課財政担当課長

区連会６月定例会議題の資料配布について

区連会６月定例会でご説明した資料について、送付させていただきます。

記

・当日説明資料
・出前説明会のご案内チラシ

以上

定例会当日に地区連長に配布しました「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」冊子・概要版については、今回同封しておりません。

「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」冊子・概要版は、区役所、市立図書館、横浜市市民情報センター、財政課窓口、地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザで閲覧可能なほか、下記ウェブページにて、データでご覧いただけます。

＜財政局財政課ウェブページ＞

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/zaiseivision/zaiseivision.html

担当：財政局財政部財政課　高瀬、豊島、藤ノ木
電話：045-671-2231　FAX：045-664-7185
E-mail: za-zaisei@city.yokohama.jp

区連会６月定例会資料
令和４年６月２０日
財政局財政課

「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」の策定と出前説明会の実施について

１　趣旨

今後、人口減少や高齢化の進展等により財政状況がより一層厳しさを増すことが見込まれています。そのような状況の中でも、現役世代はもとより、子どもたちや将来の市民に豊かな未来をつなぐため、“財政を土台”に、持続可能な市政が進められるよう、令和４年第２回市会定例会の審議を経て、中長期的な財政方針「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（以下、「財政ビジョン」）」を策定しました。

市民の皆様に「財政ビジョン」を理解していただくため、財政局職員が市民の皆様のところにお伺いし、直接ご説明する出前説明会を実施していきます。

あわせて、広報よこはま７月号に記事を掲載し周知していきます。

２　財政ビジョンの出前説明会チラシの配架について

各区役所広報相談係、市民情報センター、横浜市立図書館、財政局財政課（市庁舎12階）、地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザで配架します。

・資料　出前説明会のご案内チラシ
・参考資料　「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」冊子・概要版
※参考資料の財政ビジョンは閲覧のみとなっております。
※財政ビジョンは下記ウェブページでもご覧いただけます。
https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/zaiseivision/zaiseivision.html

３　出前説明会について

(1) プログラムの内容
事前にご要望やご質問をいただき、ご説明内容を調整させていただきます。

(2) お申込みできる方
財政ビジョンに興味のある団体、グループ

(3) 日時と会場
ご相談の上、決定します。

(4) 申込方法
Eメール、郵送、電話、FAXのいずれかの方法で必要事項をお知らせください。
【お知らせいただく必要項目】
・団体名　・連絡代表者名、連絡先　・希望日時（または時期）
・会場　・参加人数

担当：財政局財政部財政課　高瀬、豊島、藤ノ木
電話：045-671-2231　FAX：045-664-7185
E-mail：za-zaisei@city.yokohama.jp
住所：横浜市中区本町６丁目50-10

KNOW THE FACTS!!

横浜市職員がご説明に伺います。
ご連絡お待ちしております。

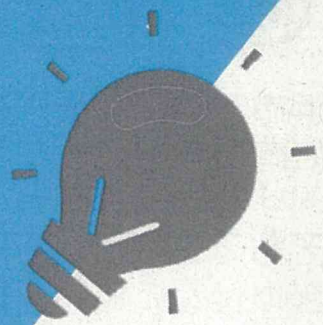

詳しくはこちら
（詳細は裏面にも記載）

未来を
見据えた
財政について、
一緒に
考えましょう。

出前説明会

財政ビジョン※

【お問い合わせ】
横浜市財政局財政課
横浜市中区本町6丁目50番地の10
☎ 045-671-2231
✉ za-zaisei@city.yokohama.jp

※横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン
（令和4年6月策定）

OPEN YOKOHAMA

新たな中期計画の基本的方向

～新たな中期計画の策定に向けて皆様のご意見をお聞かせください～

横浜市は、新たな中期計画を 2022（令和４）年度に策定します。
この度、策定に向けた議論の出発点となる、「新たな中期計画の基本的方向」をとりまとめました。

基本的方向には、中長期的な視点で横浜の未来を描いていくため、2040年頃の横浜のありたい姿として「共にめざす都市像」を掲げるとともに、その実現に向けた10年程度の「戦略」と、戦略を踏まえて４年間で重点的に取り組む「政策」の柱立てを記載しています。

市民の皆様が、2040年頃のありたい姿を自らに置き換えて、様々な暮らしのイメージができるように、また、そこに向けて自らも行動できるように、めざす未来の具体像を合わせて示しています。
市民の皆様がありたいと考える姿は、お一人おひとりの価値観や生活環境などにより様々なので、皆様が考える2040年頃の姿をイメージして、共に行動するヒントになれば幸いです。

市民の皆様のご意見をぜひ、お寄せください。

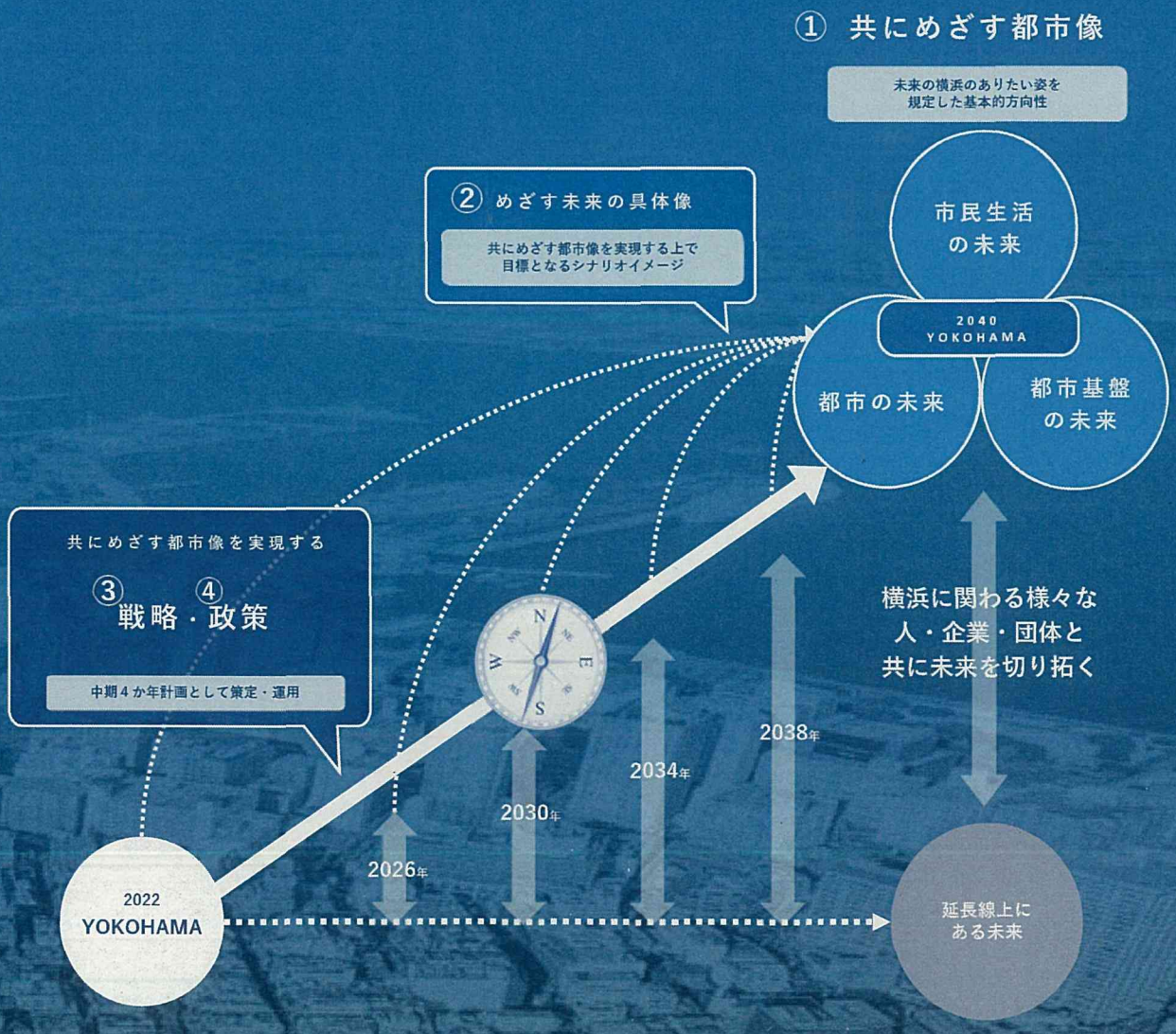

① 共にめざす都市像

共にめざす都市像

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER
2040 YOKOHAMA

社会の変化が早く、先を見通しにくい時代になっている今こそ、
都市や暮らしの在り方をもう一度、皆さんと共有し直すことが必要です。
私たちのまち横浜は、150年以上前から先人たちが未来を切り拓いてきた、挑戦の地です。
ありたい姿を追求し、皆さんと共に力をあわせて、創ってきた今の横浜。
これから、私たちが、この困難な時代を乗り越えて、子どもたちに、
未来につないでいかなければなりません。

横浜は、全ての人の「明日をひらく都市」であり続けたい。
様々な困難を抱えていても、その人が望む道を選択し、みんなで応援する都市。
多種多様な人の才能、その人らしい可能性をひらく都市。
たくさんの人が集い、明日を感じ、語らいあえる都市。
多くの様々な企業が集まり、つながり、新しい価値を生み出しつづける都市。
自然や文化をはじめとした、豊かなまちの魅力をひらく都市。
横浜が持続可能であることはもちろん、地球における持続可能性をひらく都市。

横浜に関わる、全ての人が前を向き、希望にみちあふれた毎日を送れる、
世界のどこにもない都市を共につくりましょう。
明日に向けた一人ひとりの行動が、新しい横浜をつくっていきます。

② めざす未来の具体像

市民生活の未来
暮らしやすく誰もが
WELL-BEINGを実現できるまち

社会や時代の変化に適応しながら、あらゆる世代・多様な市民の皆様、一人ひとりが自分らしく活躍でき、いきいきと安心して暮らすことのできる、そのような市民生活の実現を目指します。

- 01｜誰もが自分らしく生きる地域コミュニティ
- 02｜誰もが健やかで安心して暮らせるまち
- 03｜未来を創る子どもが育まれるまち
- 04｜多世代が健康に活躍できる地域社会
- 05｜ワークとライフが心地よく調和した暮らし
- 06｜脱炭素ライフスタイルによるサステナブルな暮らし
- 07｜あらゆる世代の人々が自然とつながっている

都市の未来
人や企業が集い、つながり、
新しい価値を生み出し続けるまち

これまでの歴史の中で、受け継いだ様々な価値と、新たに生み出す価値を織り交ぜながら、常に変化し、独自の魅力を発信し続け、人と企業が集う都市を目指します。

- 01｜賑わいとイノベーションがあふれるまち
- 02｜子育て世代が住みやすいまち
- 03｜グローバル視点で選ばれるまち
- 04｜観光とビジネスが融和する心地よいまち
- 05｜企業にDXと人の力が浸透している
- 06｜脱炭素・世界基準企業への挑戦ステージへ
- 07｜様々なプレーヤーが集う研究開発の集積地へ

都市基盤の未来
変化する時代・社会に適応し、市民生活や都市を支える新しい在り方を実現し続けるまち

交通インフラ、脱炭素、環境保全、災害対策など、横浜での暮らしや様々な活動を支え、持続可能な都市として発展・進化し続けるための強い基盤づくりを目指します。

市民生活と経済活動を支える都市インフラ	01｜ストレスのない暮らしの交通環境 02｜多様な交通手段により誰もが気軽に移動できるまち 03｜世界と日本をつなぐ進化した港湾
くらしにゆとりと潤いをもたらす環境づくり	04｜持続可能な生態系を守り育んでいる 05｜豊かな市民生活を支える横浜ブランドの農 06｜日本・世界をリードするグリーンシティ
安全・安心の確保	07｜災害に備え、安全・安心を共に高め合うまち 08｜災害リスクが低減された強靭なまち

③ 9つの戦略

「共にめざす都市像」の実現に向け、10年程度の取組の方向性を
次の9つの戦略で示します。※素案作成に向けた検討案

- 戦略①：すべての子どもたちの未来を創るまちづくり
- 戦略②：誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり
- 戦略③：Zero Carbon Yokohamaの実現
- 戦略④：未来を切り拓く経済成長と国際都市・横浜の実現
- 戦略⑤：新たな価値を創造し続ける郊外部のまちづくり
- 戦略⑥：成長と活力を生み出す都心・臨海部のまちづくり
- 戦略⑦：花・緑・農・水の豊かな魅力あふれるガーデンシティ横浜の実現
- 戦略⑧：災害に強い安全・安心な都市づくり
- 戦略⑨：市民生活と経済活動を支える都市づくり

④ 38の政策

「共にめざす都市像」の実現に向け、４か年で重点的に推進すべき政策として、次の**38の政策**に取り組みます。　※素案作成に向けた検討案

1. 全ての子育て家庭及び妊産婦への総合的な支援
2. 乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援
3. 子ども・若者を社会全体で育むまち
4. 児童虐待・DV被害の防止と社会的養護体制の充実
5. 未来を創る子どもを育む教育の推進
6. 魅力ある学校づくりと豊かな学びの環境の実現
7. 健康づくりと健康危機管理による市民の安心確保
8. スポーツで育む地域と暮らし
9. 持続可能な地域コミュニティの実現
10. 参加と協働による地域福祉保健の推進
11. 多文化共生の推進
12. ジェンダー平等の推進と多様な性のあり方の尊重
13. 障害児・者福祉の充実と地域生活支援の促進
14. 暮らしと自立を支えるサポート体制の強化
15. 高齢者の暮らしと安心を支える地域包括ケアの推進
16. 地域で最後まで安心して暮らせる在宅医療・介護等の推進
17. 医療提供体制の充実・強化
18. 脱炭素社会の推進
19. 持続可能な資源循環の推進
20. 中小・小規模事業者の経営基盤強化・経営革新と人材の活躍支援
21. 横浜経済の未来に向けた取組
22. 観光・ＭＩＣＥ振興による国際観光都市の形成・発信
23. 大学と連携した地域社会づくり
24. 国際ビジネスの推進による市内経済の活性化及び地球規模課題の解決
25. 世界の人々が集い繋がる国際都市・横浜の実現
26. 人を惹きつける魅力的な郊外部のまちづくり
27. 豊かで暮らしやすい住まい・環境づくり
28. 日常生活を支える地域交通と移動環境の確保
29. 魅力と活力あふれる都心部・臨海部の機能強化
30. 文化芸術創造都市による魅力・賑わいの創出と文化的に豊かな生活の実現
31. 多様なライフスタイルを支える自然豊かな都市環境の充実
32. 活力ある都市農業の展開
33. 大規模地震への対策
34. 激甚化する風水害への対策
35. 災害から命を守るための地域防災力向上
36. 生活や経済を支える交通ネットワーク
37. 総合港湾づくり
38. 公共施設の計画的かつ効果的な保全更新

新たな中期計画の策定スケジュール

５月「新たな中期計画の基本的方向」公表

↓

市民意見募集の実施等

↓

9月頃　素案の策定

↓

パブリックコメントの実施等

↓

12月頃　原案の策定

※原案を基に議案を提出する予定です。

市民意見募集について

○2022年（令和4年）７月15日（金）まで

郵送、FAX、電子メールまたは電子申請システムでご意見をお寄せください。様式は特に定めていませんが、具体的なページや項目名など、「新たな中期計画の基本的方向」のどの部分に関連する意見かが分かるようにご記入ください。

郵送：〒231-0005　中区本町6-50-10　政策局政策課　宛
FAX：045-663-4613
電子メール：ss-chuki2022@city.yokohama.jp
電子申請システム：ホームページに電子申請システムの案内が掲載されておりますので、そちらからご提出ください。

※個別の回答はいたしません。
※いただいたご意見の内容は、個人情報を除いて公開する可能性があります。

本編冊子は、ホームページ、市民情報センターおよび各区役所（広報相談係）でご覧いただけます。

横浜市　新たな中期計画　2022　検索